

平成27年度事業計画

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「JWセンター」という。）は、産業廃棄物の適正処理の推進と循環型社会の形成を目指して、電子マニフェスト事業及び教育研修事業の安定的運営と社会的ニーズに即応した積極的な事業展開を推進するとともに、感染性廃棄物容器評価事業、調査事業、国際事業、出版事業、広報事業等の各種事業のほか、災害廃棄物対策事業を実施する。

I 電子マニフェスト事業

第三次循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月31日閣議決定）に掲げられた電子マニフェストの普及目標（平成28年度の電子化率50%）の達成を目指して、環境省が策定したロードマップ及び次期中期計画（平成27～29年度）に基づき、各種の取組みを積極的に展開するとともに、引き続き、システムの安定運用と利便性の向上を図る。

1. 平成27年度電子マニフェスト普及見通し

区分 年度	加入者数							マニフェスト 年間登録件数 (電子化率) (※)
	排出事業者				収集運搬 業者	処分 業者	合計	
	A料金	B料金	団体	計				
平成26年度 実績見込み	3,400	15,200	80,800	99,400	14,300	7,400	121,100	19,300,000 (39%)
平成27年度 見通し	3,550	16,200	86,550	106,400	15,500	7,800	129,700	21,500,000 (43%)

(※) 年間総マニフェスト数を5,000万として電子化率を算出

2. 電子マニフェストの普及促進

電子マニフェストの一層の普及拡大を図るため、以下の事業を実施する。

(1) 重点普及対象への普及活動

- 1) 多量排出事業者、マニフェスト利用件数の多い排出事業者及びフランチャイズチェーン等のグループ企業を対象として、地方公共団体、業界団体等の協力を得て、重点的に普及活動を実施する。
- 2) 国及び普及活動に積極的な地方公共団体等と連携し、公共工事や上下水道事業等における導入・利用の促進を図る。
- 3) 少量排出事業者に対して、業界団体、ASP事業者等の協力を得て普及活動を実施する。
- 4) 処理業者に対して、(公社)全国産業廃棄物連合会及び各都道府県産業廃棄物協会と連携して、電子マニフェスト導入説明会の積極的な開催や処理業者（収集運搬業者、処分業者）に対する加入促進を図るとともに、処理業者（中間処理業者）における2次マニフェスト登録の利用促進を図る。

(2) 広報活動

- 1) ホームページ掲載内容の充実、リーフレット等の配付等による広報活動を積極的に実施する。
- 2) 新聞等出版物、展示会出展等による広報活動を実施する。

(3) 新ユーザ情報管理システムの運用

マイページ管理機能（平成27年5月予定）、利用料金管理機能（平成27年8月予定）等を備える新たなユーザ情報管理システムの運用により、加入者に対する情報提供等サービスの一層の充実を図る。

(4) 利便性向上のためのシステムの機能強化

- 1) スマートフォン及びタブレット機器（パソコンを含む。）に対応した電子マニフェストシステムを構築する（平成27年7月運用開始予定）。
- 2) 加入者からのシステム改善要望等に基づくシステムの機能強化を行う。

3. 電子マニフェストシステムの安定的な運営管理

電子マニフェストシステムの安定した稼働を確保するとともに、引き続き、円滑かつ安定的な運営を維持する。

II 教育研修事業

1. 講習会事業

廃棄物処理法の関係規定に対応する講習会として、以下の講習会を（公社）全国産業廃棄物連合会及び各都道府県産業廃棄物協会並びに（公社）日本医師会の協力のもとに、計画的に実施する。

- 1) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規、更新）（以下「新規講習会」、「更新講習会」という。） 6課程
なお、新規講習会は、廃棄物の広域認定制度の適用を受けようとする者、使用済み小型電子機器等の再資源化事業計画の認定を受けようとする者も受講対象として行う。
- 2) 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会及び医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会（以下「特管責任者講習会」という。） 2課程
- 3) PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会（以下「PCB講習会」という。） 1課程

(1) 講習会の開催計画

1) 新規講習会	137 回	12,980 名
2) 更新講習会	157 回	18,600 名
3) 特管責任者講習会	131 回	16,700 名
4) PCB講習会	6 回	500 名
計	431 回	48,780 名

(2) 委員会の開催

講習会を適切かつ円滑に実施するため、講習会に関する重要事項を審議する「教育研修運営委員会」、テキスト作成等に関する事項を審議する「テキスト作成委員会」及び修了試験問題等を審議する「講習会試験委員会」を各々2回開催する。

(3) インターネットによる受講申込みの普及

講習会の受講申込者の利便性の向上を図るとともに、事務の合理化を図る観点から、平成22年度以降、順次、導入してきたインターネットによる受講申込みの拡大を図る。

2. 研修事業

排出企業を対象にした産業廃棄物の排出抑制、再資源化及び適正な処理委託等に関する「産業廃棄物マネジメント研修会」（基礎、管理コース）を都道府県等の協力を得て実施する。また、引き続き、事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理に携わる処理業者等を対象にした「放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会」を実施する。

(1) 産業廃棄物マネジメント研修会 (基礎コース・管理コース)	12回	600名
(2) 放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会	2回	150名
計	14回	750名

3. セミナー事業

産業廃棄物に関する話題を提供して産業廃棄物の適正処理に向けた理解を広めるためのセミナー及びJWセンターの役員等関係者間の情報交換を進めるためのJW懇話会を各1回実施する。

III 感染性廃棄物容器評価事業

適正な感染性廃棄物容器の普及促進を図ることを目的として、JWセンターで定めた基準に則った評価を行うとともに、医療機関等の排出事業者に対して容器選定の参考情報の提供等を行う「感染性廃棄物容器評価事業」を実施する。

IV 調査事業

- (1) 産業廃棄物処分施設の維持管理情報等の廃棄物・環境関連情報を有効に活用するシステムの構築を目指した調査を実施する。
- (2) 産業廃棄物に関連する各種統計調査の現状把握と課題抽出を行い、それらの調査結果や電子マニフェスト情報の活用策を検討する。
- (3) 資料の収集、国際会議への参加等を通じて、国内外の産業廃棄物・リサイクル等に関する情報を収集し、解析を行うとともに、その成果については、講習会事業のテキストへの活用に務めるほか、学会発表等を通じて広く情報提供を行う。

V 国際事業

アジア地域における循環型社会の形成に向けて、次の事業を実施する。

(1) 情報交換等の推進

日韓台ネットワーク会議を通じ、韓国、台湾の電子マニフェスト実施機関等との交流を進めるとともに、有害廃棄物及び産業廃棄物管理に関する情報交換等を行う。

(2) 政府の関係事業への協力等

政府が実施する我が国循環産業の戦略的国際展開・支援事業について、関係団体等との連携を図りつつ、協力する。

VI 出版事業

廃棄物処理に関する書籍の編集及び販売協力を行う。

(1) 廃棄物処理法令（三段対照）・通知集＜平成27年版＞

(2) 感染性廃棄物処理マニュアル（平成24年5月改訂版）

(3) 建設廃棄物適正処理マニュアル（平成23年8月初版）

VII 広報事業

1. 機関誌の発行

JWセンターの事業に関する情報誌を発行する。

(1) 発行回数 年4回（季刊）

(2) 配布先 都道府県・政令市、関係団体等

2. ホームページ等による広報

電子マニフェスト事業、講習会事業など JWセンターの活動、行政の動向、産業廃棄物の基礎知識、産業廃棄物処理に関する基礎データ等について、適宜ホームページに掲載するとともに、JWセンター関係者に対して定期的にメールマガジンを送信するなどの確かな情報提供を行う。

VIII 全国大会開催事業

産業廃棄物関係三団体の共催による全国大会を開催する。

(1) 名称 第14回 産業廃棄物と環境を考える全国大会

(2) 開催日 平成27年11月6日（金）

(3) 場所 佐賀県佐賀市

(4) 主催 (公社) 全国産業廃棄物連合会 (公財) 産業廃棄物処理事業振興財団 (公財) 日本産業廃棄物処理振興センター

IX 災害廃棄物対策事業

(1) 「JW災害廃棄物処理支援システム」の運用

東日本大震災により発生したがれき等処理の情報管理を目的に開発し、関係自治体等において利用されてきた本システムを、引き続き適切に運用する。また、本システムが災害発生時等に利用されるよう関係各方面に積極的な働きかけを行う。

(2) 「放射性物質汚染廃棄物等管理システム」の運用に向けた活動

放射性物質により汚染された廃棄物や土壌等の除染等の措置に伴って生ずる除去土壌の処理等の推進に資するため、その発生・排出から最終処分に至るまでの過程の的確な情報管理に利用できるものとして開発した本システムの利用について、引き続き、関係各方面に積極的な働きかけを行う。